４．その他の臨時損失の内訳

①　医師・研修医に対する過年度給料	350,810,751円
②　その他	418,278円
合計	351,229,029円

５．その他の臨時利益の内訳

①　過年度算定漏れ分の診療報酬の受領	38,777,261円
②　給与過支給に係る返納債権	14,005,452円
③　保険金の受取り	9,773,779円
合計	62,556,492円

Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	9,495,265,603円
現金及び預金勘定のうち定期預金	6,000,000,000円
資金期末残高	3,495,265,603円

２．重要な非資金取引

①　寄附の受入による資産の取得	571,561,523円

Ⅵ．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当機構は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、原則法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　退職一時金制度

①　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	令和８年３月31日現在
期首における退職給付債務	10,498,728,588円
勤務費用	890,972,490円
利息費用	178,478,385円
数理計算上の差異の当期発生額	△91,952,769円
退職給付の支払額	△649,459,517円
過去勤務費用の当期発生額	0円
期末における退職給付債務	10,826,767,177円

②　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

区分	令和８年３月31日現在
非積立型制度の未積立退職給付債務	10,826,767,177円
小計	10,826,767,177円
未認識数理計算上の差異	0円
未認識過去勤務費用	0円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,826,767,177円
退職給付引当金	10,826,767,177円

③　退職給付に関連する損益

区分	令和８年３月31日現在
勤務費用	890,972,490円
利息費用	178,478,385円
数理計算上の差異の費用処理額	△91,952,769円
過去勤務費用の当期の費用処理額	0円
退職給付費用	977,498,106円

④　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

区分	令和８年３月31日現在
割引率	1.7%

Ⅶ．資産除去債務に係る注記事項

１．資産除去債務のうち、貸借対照表に計上されているもの

⑴　資産除去債務の内容についての簡潔な説明

当機構は、放射線発生装置、血液照射装置の処理費用等につき資産除去債務を計上しております。

⑵　支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、支出発生までの見込期間を３～６年と見積もり、割引率は0.170～0.470％を使用しております。

⑶　資産除去債務の総額の期中における増減内容

期首残高	53,654,751円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0円
見積りの変更による増加額	0円
時の経過による調整額	0円
資産除去債務履行に伴う減少額	0円
期末残高	53,654,751円

２．資産除去債務のうち、貸借対照表に計上されていないもの

当機構は、当機構が運営する国立看護大学校の土地について、他の独立行政法人と土地賃貸借契約を締結しており、当該賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務を有しております。

現在、主務大臣から指示される第１期中期目標（令和７年４月から令和13年３月）において、国立看護大学校の廃止や移転等は明記されておらず、当機構が作成した第１期中期計画（令和７年４月から令和13年３月）においても、国立看護大学校の廃止や移転等は計画しておりません。

さらに、国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第46号）第23条において、「十二　機構及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号。以下「高度専門医療国立研究開発法人法」という。）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。」と、国立看護大学校の設置と運営が明記されているため、国立看護大学校の廃止や移転が行われるとしても、主務省等の総合的判断を考慮して実施されるものであり、その時期については現在未確定な状況であります。

このようなことから、当該債務に関連する建物の撤去ならびに退去の時期を決定することができず、また、現時点で移転等が行われる予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。